

使用許可条件

1. この許可書は、新青森県総合運動特定公園施設【総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、室内プール）、テニスコート、多目的運動場、球技場、陸上競技場（主競技場、補助競技場・投てき・アーチェリー場）】を使用する前に、必ず受付に提示してください。
2. 施設使用の許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
3. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。
4. 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
5. 競技会、イベント等で使用する場合は、プログラム等内容のわかるものを提出し、必要な事項について1ヶ月前までに職員と打合せを行ってください。
6. 施設内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
7. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただく場合があります。
8. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。
9. 設備及び備品等の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。